鳥取県告示第751号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年 1月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成21年12月11日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

- 1 申請のあった年月日平成21年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人里山地域研究会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 山田 道治
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 東伯郡三朝町今泉224
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、社会全体に対して、自然環境の保全・活力ある地域づくり・福祉の向上、並びに外国との人・ 物・文化の交流を図る事業を行い、地域住民が支えあい、より豊かに暮らすことのできる社会の実現に寄与す ることを目的とする。